

# 仕 様 書

## 第1 件名

平成30年度 広域的な観光案内拠点及び東京観光案内窓口のPR等事業委託

## 第2 契約期間

契約締結日の翌日から平成31年3月31日まで

## 第3 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）が指定する場所

## 第4 事業目的

財団では平成28年度から、2020年とその先を見据え、国内外からの旅行者の増加と多様化するニーズに対して円滑に観光情報を提供できるよう、東京都（以下「都」という。）が指定する「広域的な観光案内拠点及び東京観光案内窓口」（以下「観光窓口」という。）の運営支援を実施している。本事業委託では、観光窓口の認知度向上及び来場者数の増加を図るとともに、外国人が多く訪れる10地域を中心とした都内全域において観光窓口数の増加に向けた取組を行うことを目的とする。

## 第5 委託内容

### （1） 全体について

受託者は本委託を効果的かつ効率的に履行するため、以下の点に留意すること。

- ア 本事業の実施体制を明確化し、パートナー会社を含め、体制管理を徹底すること。
- イ 委託業務や提案事項について、円滑な調整、確認が行えるよう受託後から報告書提出までの年間業務スケジュールを、以下（2）～（5）の業務ごとに提案すること。また、履行に当たっては、進捗状況を随時財団へ確認・報告し、都度修正指示等に従うこと。また、スケジュールが変更になった際は速やかにスケジュールを修正して提出すること。
- ウ 財団が指定する、窓口管理運営事業者と密接に連携しながら事業を行うこと。
- エ 業務に当たって、書類の管理や記録など必要な書類・データ管理を行うこと。
- オ 東京の観光産業全体の振興に資するよう、可能な限り、公平かつ専門的な視点で事業を運営すること。

### （2） 観光窓口に関する国内外の旅行者に対する広報業務

観光窓口の認知度向上及び利用者増を図るため、効果的かつ高い広告効果が得られる広告手法及び実施時期を検討・企画し、実施すること。なお、観光窓口の広報を実施す

る際は、広域的な観光案内拠点の施設名称及び所在等を必ず含む広報内容とすること。

#### ア 広報対象者及び実施言語

広報対象者は、都内又は近隣を訪問中の日本人旅行者及び外国人旅行者とする。日本人を対象とする場合、実施言語は日本語とする。多言語は、英語・中国語（簡体字・繁体字）・韓国語を原則とし、その言語を母国語とする者若しくは同等レベルとする者から監修を受け、閲覧者にとって違和感のない表現とすること。必要に応じて言語を変更する場合は、事前に財団に協議すること。

#### イ 広報媒体の提案

効果的かつ高い広告効果が見込まれる広告媒体を、上記「ア 広報対象者及び実施言語」毎に選定理由を付して複数提案すること。観光窓口の広報に際しては、「広域的な観光案内拠点」の施設名称及び所在を、必須事項として含むものとする。

これらの実施に当たっては、事前に財団と協議の上、実施すること。なお、企画・提案に当たっては、その概要を次のポイントで整理すること。

(ア) 影響力：販売数／流通部数／ページビュー数／フォロワー数等

(イ) 広告対象：国／年齢層／購読者層／閲覧者層等

(ウ) 広告枠・方式：広報掲出面積、ページネーション等

提案する媒体によっては、タイアップ等の記事広告を含めることも可能とする。

(エ) 広告掲出期間：制作スケジュール、原稿提出日程、日数等

#### ウ 広告デザイン・原稿の制作

##### (ア) デザイン

上記イで提案した広報媒体毎に、広報対象者の特性を踏まえて広告デザイン・原稿を提案すること。広告デザインの制作に当たっては、写真やグラフィックを効果的に用いること。その手配については受託者が行い、著作権料使用料等についても受託者が負担すること。

なお、特に指定のない限り、原則として別紙1記載の「アイコン」を使用したデザインを提案すること。アイコンデータについては、受託後に財団より提供する。使用に当たってはデザインマニュアルに記載の内容を遵守すること。

##### 【デザインマニュアル】

[https://tokyotokyo.jp/assets/download/tokyotokyo\\_logo\\_designmanual.pdf](https://tokyotokyo.jp/assets/download/tokyotokyo_logo_designmanual.pdf)

##### (イ) その他

インターネットの広告等に配信する動画を提案する場合には、動画の制作も本委託の費用内に含めるものとする。

#### エ 校正

広報媒体毎に最低2回以上、財団の校正を受けること。

#### オ 効果測定

具体的な効果測定方法及びアウトプットイメージを提案し、媒体毎に定期的に効果測定を行い、その結果を報告すること。報告の時期については、事前に財団と協議すること。効果測定の結果に基づき、効果を高めるに当たり、より効果的な広告手法・頻度等の柔軟な見直しや追加措置を提案し、効果を最適化するための対応を行うこと。

### (3) 観光窓口専用の広報用ホームページのアクセス数向上

#### ア 数値目標等

都内又は近隣を訪問中の日本人旅行者及び外国人旅行者からの、観光窓口専用の広報用ホームページ「Tokyo Tourist Information」へのアクセス向上を目的とする施策を複数案提案すること。本サイトの平成 29 年度における年間アクセス数の月間平均アクセス数（平成 29 年度月間平均約 9,000 件）と比較し、25%以上向上させること。

#### イ 効果測定の実施

定期的に効果測定を行い、その結果を報告すること。報告の時期については、事前に財団と協議すること。なお、効果測定の対象期間は、本契約締結日が属する月から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

#### ウ その他

広告効果を高めるに当たり、他に効果的な手法があれば具体的に提案すること。また、数値目標達成のために必要のある場合は、前項の効果測定結果に基づき、広告手法・頻度等の柔軟な見直しや追加措置を図り、効果を最適化するための対応を行うこと。

### (4) 東京観光案内窓口の募集に向けた広報活動

#### ア 新規窓口募集に向けた広報活動計画の提案・実施

観光窓口のうち、東京観光案内窓口として平成 30 年度に都が新規に指定する施設数を 120 か所とした場合の取組として、年間を通じた潜在的な観光窓口事業者に対する広報活動計画を提案し、実施すること。広報活動計画を企画・提案する際は、別紙 2「東京観光案内窓口一覧（平成 30 年 3 月 31 日時点）」を参照の上、現状を分析し、広報活動の対象（業界、事業者・施設等）、及び新規に窓口を 120 か所指定するために必要な広報活動の手法及び活動目標件数を提案した上で、目標達成に向けた戦略的な内容とすること。なお、広報活動目標数は、以下（4）イで指定する面会活動を含み、240 件以上とすること。

#### イ 潜在的な観光窓口事業者に対する面会活動

##### (ア) 事業者のリストアップ・面会

受託後、上記（4）アで示した広報活動の対象を基に、速やかに東京観光案内窓口となりうる事業者・施設をリストアップし、原則事業者と面会して、事業概要の説明を行うこと。面会件数については、上記新規窓口指定数及び前項で設定した広報活動目標数

を踏まえ、年間目標を設定し、リストと合わせ、財団と協議の上、実施すること。

(イ) 面会時の説明資料作成

面会時に使用するための、東京観光案内窓口の概要や特長等をまとめた説明資料を作成すること。説明資料はA4ペーパー1枚(両面)程度とすること。訪問する事業者が属する業界により、見せ方を変更する等、事業者にわかりやすく伝わるよう工夫すること。説明資料は、財団による校正を最低2回以上受けること。

ウ その他広報活動

上記「イ 潜在的な観光窓口事業者に対する面会活動」以外で、観光窓口事業者募集について広く周知するために、業界紙への広告掲載等、効果的かつ広報効果の高い手法を複数提案、実施すること。

(5) その他

上記(1)から(4)までの実施に係る一切の費用は本委託費用に含まれるものとする。

また、本事業において新たに広告アカウント等を開設した場合、事業終了後は財団がその保有権を持つものとする。

## 第6 作成物に関する権利の帰属

- 1 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- 2 本委託の履行に伴い発生する全著作物(地図及び第三者があらかじめ著作権を保有している図・写真を除く。)に関する一切の権利は、財団に帰属する。
- 3 本委託により得られた全著作物(地図及び第三者があらかじめ著作権を保有している図・写真を除く。)について、東京の観光に資することを目的として、財団が指定するPRツール及び財団が認めた各関係団体、施設には同事業者の許可なく、無償で使用できることとし、財団が使用に当たって、著作物の加工が必要と判断した場合は同事業者の許可なく加工できることとする。
- 4 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張せず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- 5 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- 6 その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

## 第7 委託事項の遵守・守秘義務

- 1 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例、規則等を十分に遵守す

ること。

- 2 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

## 第8 個人情報の保護

別紙4「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

## 第9 支払方法

委託業務完了後に受託者からの請求に基づいて行う。

## 第10 その他

- 1 財団が必要であると認めるときは、受託者と協議の上、本契約の内容を変更することができる。
- 2 受託者は事前に財団の承認を得た場合、業務内容の一部を第三者に再委託することができる。
- 3 契約の履行で不明な点がある場合は事前に財団と協議し、これを確定すること。

連絡先：公益財団法人東京観光財団 総務部 観光情報課 鈴木・片山 電 話： 03-5579-2681 F A X： 03-5579-8785
--